

会議の運営について

本会議の運営については、以下によるものとする。

1. 開催頻度

(1)本会議は、原則として毎月1回開催することとする。

2. 情報公開

(1)開催日程については、事前に周知を図るものとする。

(2)配付資料は、原則として公開する。ただし、個別の事情に応じて、資料を非公開にするかどうかについての判断は、議長に一任するものとする。

(3)議事概要を作成し、公開する。

(4)会議の公開については、企業秘密など企業活動上の権利等を害するおそれがあり、率直な意見交換を妨げるおそれがあるため、行わない。